

第23期第1回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年4月8日（火）14時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1） 会長及び会長職務代理者の選任について（協議）・・・・・・・・・・ P1～P2
- （2） 筑肥連合海区漁業調整委員会委員の選任について（協議）・・・・・・・・ P3～P5
- （3） 佐賀県連合海区漁業調整委員会委員の選任について（協議）・・・・・・・・ P6～P7
- （4） 玄海三県漁業調整協議会委員の選任について（協議）・・・・・・・・・・ P8～P11
- （5） 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選任について（協議）・・・・ P12～P16
- （6） きす一重流し刺網漁業に係る特認許可方針（案）について（諮問）・・・・ P17～P21
- （7） その他

松浦海区漁業調整委員会規程

昭和 53 年 4 月 1 日

松漁調委告示第 1 号

(会長及び会長職務代理者)

第 1 条 松浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に会長及び会長職務代理者を置く。

- 2 会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。
- 5 会長及び会長職務代理者の任期は委員の任期とする。

(委員会の招集)

第 2 条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。但し、会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事が招集する。

- 2 委員の 1/3 以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から 7 日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(会議の運営)

第 3 条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は公開とする。
- 4 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りではない。
- 5 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第 4 条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事事項
 - (4) その他重要な事項
- 2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。
 - 3 議事録は一般の縦覧に供する。

(権限の委任)

第 5 条 会長の権限に属する事項のうち、事務局長が専決できる事項は別に定める。

(規程改正)

第 6 条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(その他)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

第 2 3 期松浦海区漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選に関する参考資料

1. 会長及び会長職務代理者の役割

(1) 会長

- ・会務を総理し、委員会を代表する。（松浦海区漁業調整委員会規程第 1 条第 3 項）
- ・委員会の会議を招集しその議長となる。（同規程第 2 条第 1 項）
- ・議事において可否同数のときは、会長の決するところによる。（同規程第 3 条第 2 項）
- ・会議の議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員 2 名以上がこれに署名する。（同規程第 4 条第 1、2 項）
- ・議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。（同規程第 7 条）

(2) 会長職務代理者

- ・会長に事故あるときは、職務を代行する。（同規程第 1 条第 4 項）

2. 会長及び会長職務代理者（副会長）の選任

- ・会長及び会長職務代理者は、委員が互選する。（同規程第 1 条第 2 項）

3. 過去の委員期における選任結果

期別	会長		副会長	
	選出区分	経 歴	選出区分	経 歴
第22期	漁業者	広域漁協代表理事組合長	中立	法律
第21期	学識	広域漁協代表理事組合長	学識	法律
第20期	学識	広域漁協代表理事組合長	学識	法律

筑肥連合海区漁業調整委員会規程

第1条 この会は、筑肥連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」と称し、漁業法その他法令の定めるところにより、次条に定める海区間における漁業に関する事項を処理する。

第2条 委員会は、漁業法第147条第4項の規定に基づき、次の海区漁業調整委員会(以下「両海区」という。)の委員をもって組織する。

- 一 筑前海区
- 二 松浦海区

2 委員の定数は、12人とする。

第3条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内におき、その書記が事務を行う。

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員が互選する。但し、委員が会長及び副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両海区の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 委員会は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

第6条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 会長及び副会長がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故があるときの会議は、関係県知事が協議のうえ招集する。

3 会長は、委員の3分の2以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求があった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

4 会長は、委員会の会議を招集しようとするときは、その会日の5日前までに会議の目的たるべき事項、開催の日時及び開催の場所を委員及び両海区の会長に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

5 両海区の会長は、前項の通知を受けたときは、必要に応じ、会議の目的たるべき事項、開催の日時及び開催の場所を関係者に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示する。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開する。

第8条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び閉会の年月日、時刻並びに場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事々項
- 四 その他重要な事項

- 2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

第11条 この規定の改正は、委員会の議決によって行う。

第12条 前各条に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和26年2月9日から施行する。
- 2 この規程は、昭和33年9月3日から施行する。
(一部改正 委員定数10人→12人)
- 3 この規程は、昭和43年10月7日から施行する。
(一部改正)
- 4 この規程は、昭和51年9月3日から施行する。
(一部改正 会長及び副会長の任期、会議の招集)
- 5 この規程は、昭和57年9月10日から施行する。
(一部改正 会長及び副会長の任期)
- 6 この規程は、令和3年1月26日から施行する。
(一部改正 根拠法令改正に伴う条項移動のため)

第 2 3 期筑肥連合海区漁業調整委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

・筑肥連合海区漁業調整委員会規程第 2 条第 1、2 項の規定により、委員は、松浦海区及び筑前海区から6名ずつの12名で構成することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益 (中立)
	上地区	中地区	下地区	漁業経営	資源管理	法律	
第22期	2名	2名 (1名は会長)	○				○ (会職代理法律)
第21期	2名	○	○	○ (会長)		○ (会職代理)	
第20期	2名	○	○	○ (会長)	○		

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和33年10月27日
佐連漁調委告示第1号
昭和50年8月1日
佐連漁調委告示第2号
昭和60年2月13日
佐連漁調委告示第1号

第1条 佐賀県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という)は、漁業法その他法令の定めるところにより佐賀県内の海区間における漁業に関する事項を処理する。

第2条 この委員会は次の海区をもって設置する。

- 一 佐賀県有明海区
- 二 松浦海区

第3条 委員会の事務局は海区漁業調整委員会事務局に置く。

第4条 委員会は各海区から選出した委員14名をもって組織する。

2 前項の選出には夫々会長、副会長を含めて7名宛とする。

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。但し、委員が会長及び副会長を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、職務を代理する。

第6条 委員会の会議は会長が招集する。会長事故あるときは副会長がこれを招集する。但し、会長及び副会長がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び副会長にともに事故あるときの会議は知事が招集する。

第7条 委員会は委員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。
- 3 委員会の会議は公開とする。

第8条 会長は会議の議事録を作成し次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項及び結果

第9条 議事録は会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

2 議事録は一般の縦覧に供する。

第10条 この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は昭和33年10月27日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和50年8月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和60年2月13日からこれを施行する。

佐賀県連合海区漁業調整委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

- ・佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程第4条第1, 2項の規定により、委員は、佐賀県有明海区及び松浦海区から会長、副会長を含めて7名ずつの14名で構成することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益
	上地区	中地区	下地区	漁協経営	資源管理	法律	
第22期	○	2名 (1名は会長)	○	○	○		○ (会職代理法律)
第21期	○	○	○	○ (会長)	○	○ (会職代理)	○
第20期	○	○	○	○ (会長)	○	○ (会職代理)	○

玄海三県漁業調整協議会運営規則

(目的)

第1条 本会は、玄海三県漁業調整協議会（以下「協議会」という。）と称し、玄海における水産動植物の繁殖保護を図り、漁場の利用に関する紛争の防止又は解決並びにその他漁業調整を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会における適用範囲は、本会の前身の組織である玄海連合海区漁業調整委員会において適用されていた海面に準ずる。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、問題点の摘出及び問題点の解決方策について検討し、解決方策について関係機関に提言するとともに、九州漁業調整事務所の協力を得て、改善策を図るものとする。

(協議会の構成及び委員)

第4条 協議会には、会長1名、副会長1名をそれぞれ置くものとする。

2 協議会は、次に掲げる者を委員とするものとする。

(1) 関係海区漁業調整委員会の代表者

(2) 関係県水産主務課長又は行政担当者

(3) 九州漁業調整事務所長

(4) 各関係県毎に推薦された学識経験がある者（以下「学識経験委員」という。）

3 学識経験委員は、関係県事務局が推薦する者とする。

4 委員の任期は4年とし、再任を妨げないものとする。

5 委員は、学識経験委員を除き、原則として、それぞれの関係機関の然るべき職責にある者とし、任期期間中に人事異動等による変更がある場合は、当該機関の後任の者がこれを代行するものとする。

6 協議会は必要に応じ、関係漁業者等の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(専門部会の設置)

第5条 協議会は、特定の事項について検討を行うために、必要があると認めるときは、委員及び有識者からなる専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、その審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、委員の互選によって選出するものとする。

2 会長は協議会を代表し、本運営規則の定めに従って、協議会の会務を処理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理するものとする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集するものとし、議長は会長が行うものとする。

2 会議は、委員の過半数にあたる出席により成立するものとする。

3 会議における議事の議決は、出席委員全員(代理者を含む)の一致により決するものとする。

4 会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、会長が緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

5 代理出席は、これを認めるものとし、代理者の数は定員数に含むものとする。

6 会議は、会長が認める場合及び委員の3分の1以上から開催の要請がある場合に、随時開催することが出来るものとする。

(事務局及び運営経費の分担)

第8条 協議会の事務局は、九州漁業調整事務所に置くものとする。

2 専門部会については、該当県の水産主務部に置くものとし、持ち回りとする。

3 協議会及び専門部会に出席する場合の出席旅費は、委員においては、所属する機関において負担するものとし、第4条第6項による関係漁業者等及び第5条第1項による有識者においては、別途、各県及び事務局で協議する。

(規則の改正)

第9条 本運営規則の改正は、協議会の議決によって行う。

附 則 本運営規則は、平成13年12月6日より施行する。

平成13年12月6日

玄海三県漁業調整協議会の会長及び副会長の選任内規

- ①会長・副会長は任期2年とし、2年後は改めて会長・副会長を互選する
- ②会長と副会長は同一県から選任しない
- ③再任を妨げず

第23期玄海三県漁業調整協議会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

- ・玄海三県漁業調整協議会運営規則第4条第2項の規定により、松浦海区からは会長及び学識経験委員の2名を選出することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益 (中立)
	上地区	中地区	下地区	漁業経営	資源管理	法律	
第22期	○ (会長)				○		
第21期				○ (会長)		○ (会職代理)	
第20期				○ (会長)	○ (会職代理)		

日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、日本海・九州西海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

(事務局の所在地)

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員29人をもって組織する。

- 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

(会長及びその職務)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第111条第3項第3号の委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨

六 報告書

七 答申書又は具申書

八 その他重要な事項

第 12 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。

第 13 条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第 14 条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、日本海北部会、日本海西部会及び九州西部会を置く。

2 日本海北部会は、北海道から富山県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。

3 日本海西部会は、石川県から島根県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。

4 九州西部会は、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。

5 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。

一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員

二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員

三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員

6 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。

7 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

8 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。

9 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。

3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。

の要求があったときは、その要求のあった日から 15 日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第 6 条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開とする。

第 7 条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第 8 条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第 9 条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第 10 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第 11 条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数

5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第16条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月15日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年5月21日より適用する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程第14条第4、5項の規定により、九州西部会の委員として**松浦海区から1名**を選出することとなっている。

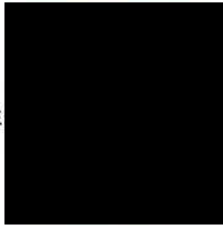
2. 委員構成

部会	構成海区	委員数
関係海区互選委員		
部会	日本海北	19名
	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県	6名
	日本海西	6名
	石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県	
	九州西	7名
	山口県、福岡県、 佐賀県 、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	
農林水産大臣選任委員		10名
計		29名

水 産 第 9 3 号
令和 7 年（2025 年）4 月 4 日

松浦海区漁業調整委員会会長 様

佐 賀 県 知 事 山口 祥



きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：佐賀県農林水産部
水産課漁業調整担当 吉田
電話：0952-25-7145

きす一重流し刺網漁業特認許可方針

第1 制限措置

(1) 漁業種類

きす一重流し刺網漁業（特認）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

20隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限措置なし

(4) 推進機関の馬力数

制限措置なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

6月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市の湊浜及び神集島のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和7年12月31日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和7年5月17日

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位に

より、許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の12月31日現在で、当該許可を有していた者
- (2) 当該漁業許可を有する者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。) ただし、承継を受ける者は、当該漁業許可を有する者から2親等以内の親族に限る。
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者
- (4) 上記(1)～(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 唐津市土器崎から正北に引いた直線、唐津市相賀と同市湊町の境界に設置した漁場標識と唐津市神集島南端を結んだ直線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域外で操業してはならない。
- (2) 7月16日から7月31日までは操業してはならない。
- (3) 唐津市唐津城と唐津市神集島東端を結んだ直線の延長線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び唐津市呼子町小川島北端と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線によって囲まれた佐賀県海域では、6月1日から7月31日までの間は操業してはならない。
- (4) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (5) 定置網漁業の保護区域内で操業してはならない。
- (6) 漁具、漁法の制限
 - ① 使用する漁具は浮子方の長さ 500メートル以内のもの1統とする。
(替網を船内に搭載してはならない。)
 - ② 夜間(日没から日の出まで) 操業をしてはならない。
 - ③ 操業の際は、県が交付する標旗を掲げなければならない。
 - ④ 佐賀県漁業調整規則第55条に規定された漁具の標識に許可番号を記載しなければならない。

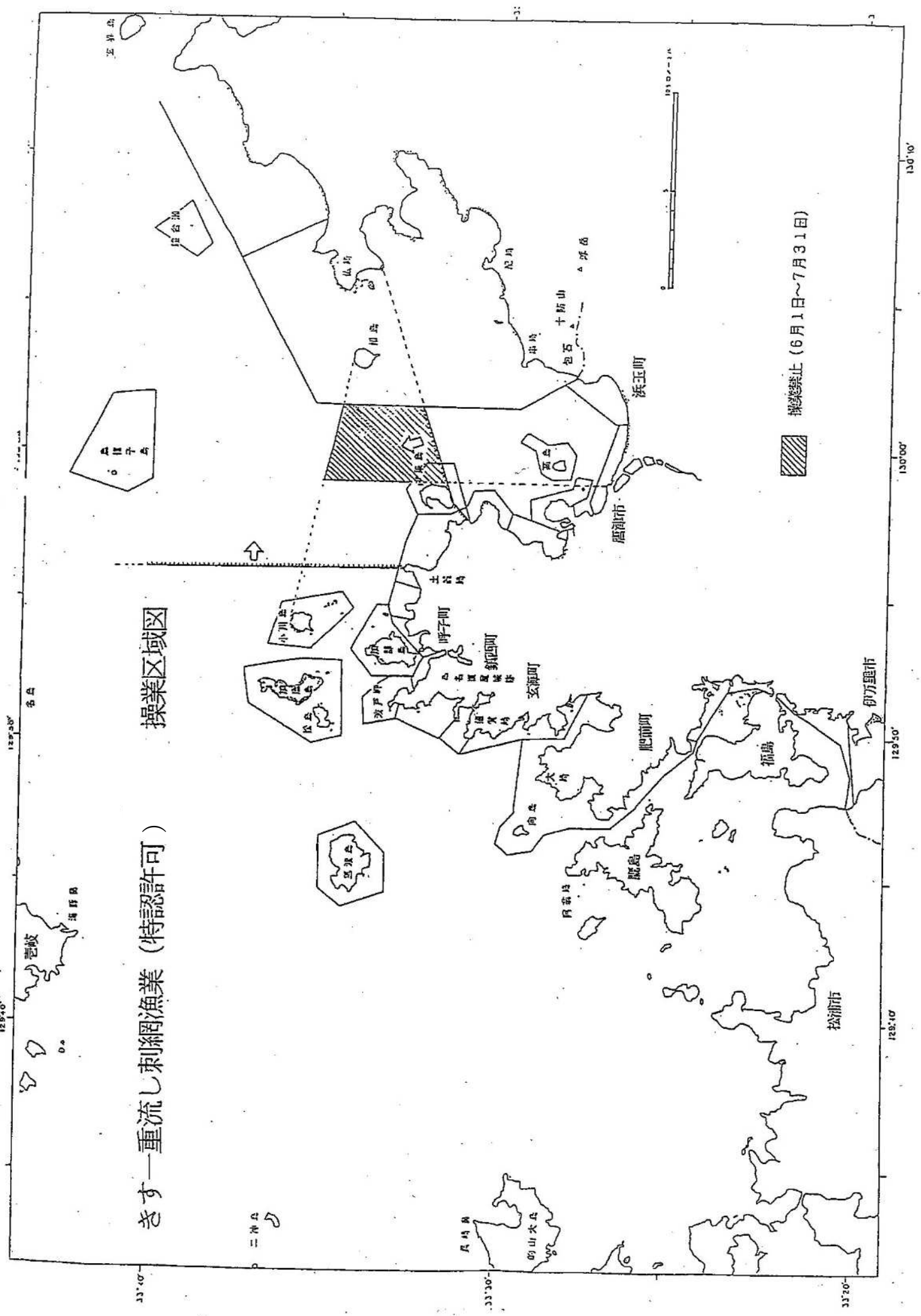
⑤ 作業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内に留めておかなければならない。

⑥ 使用船舶の機関室の両側の舷しょう板（通称カISING）に、だいい色又は緑色の船体表示（幅20センチメートル、長さ 160センチメートル）をしなければならない。

（注） だいい色：湊 浜
緑 色：神集島

（標 旗） 地色：赤 色
字色：白 色

7年（2025年）許可		号）
き		す
佐賀県		



ぎす一重流し刺網漁業 (特認許可)

操業区域図

操業禁止 (6月1日~7月31日)